

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新			旧		
第1条～第59条 (略)			第1条～第59条 (略)		
別表 (第52条の19、第52条の20関係)			別表 (第52条の19、第52条の20関係)		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～40 (略)	(略)	(略)	1～40 (略)	(略)	(略)
41 政令第137条の12第11項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	41 政令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
42 政令第137条の12第12項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	42 政令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
43・44 (略)	(略)	(略)	43・44 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		